

【学則等】

① 設置目的

学校教育法

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基本の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

宮城県迫桜高等学校 目的

教育基本法、学校教育法、高等学校設置基準、単位制高等学校教育規程及び宮城県教育委員会の定めに基づき、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施すことを目的とする。

宮城県迫桜高等学校 教育目標

命あるものを尊び、豊かな人間性と進取の精神を養い、夢のある未来社会をめざし創造的に自己錬磨に励む、心身ともに健全な人間を育成する。

② 名称

学則

(名称)

第1条 本校は、宮城県迫桜高等学校と称する。

③ 位置

宮城県栗原市若柳字川南戸ノ西 184

④ 修業年限／⑤ 生徒定数, 学級数

学則

(修業年限, 募集定員)

第5条 本校の修業年限及び募集定員は、次のとおりである。

修業年限 3年

募集定員 宮城県教育委員会が定めるところによる。

介護福祉士養成課程に関する規定

(生徒定数)

第2条 介護福祉士養成課程の定数は 20 名とする。

⑥ 養成課程及び履修方法

介護福祉士養成課程に関する規定

(目的)

第1条 教育基本法、学校教育法の精神に基づき、中学校における教育の基本の上に、心身の発達に応じて、普通教育及び福祉に関する専門教育を施し、地域社会に貢献し、地域社会を担う人材としての資質を養うことを目的とする。

また、宮城県迫桜高等学校(所在地:宮城県栗原市)における介護福祉士養成課程(以下、介護福祉士養成課程という)は、学則に定める他、本規定の定めるところによる。

(養成課程及び履修方法)

第3条

- 1 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第一号(別表第五)」に定める養成課程を置くこととする。
- 2 生徒は規定された科目をすべて履修(必修)し、修得しなければならない。

(成績評価, 成績, 追試)

第4条 成績評価, 試験, 追試等については別に定めるところによる。

(介護福祉士養成課程における科目・介護実習(授業時間・介護福祉士国家試験受験資格の認定・実習費))

第5条 介護福祉士養成課程における科目については学則に定めるほかに次の規定の定めるところによる。

1 一日実習を次の通り定める。

ただし, 校長は, 一日実習で8時間の実習時間が確保できれば, 実習施設の就業時間に合わせ変更することができる。

一日実習 8:30~17:15(昼休み 45分を含む)

2 校長は, 「介護実習」で授業時数(1単位時間を50分とし, 35単位時間の授業を1単位とする)の5分の4以上を出席し, 評定が「2」以上, かつ, 第3条で定めた他の科目が授業時数(1単位時間を45分とし, 35単位時間の授業を1単位とする)の3分の2以上を出席し修得された場合, 並びに卒業の認定と修業年限に関する規程における卒業を認定された生徒に介護福祉士国家試験受験資格を認定する。介護福祉士養成課程修得者においては, 介護福祉士国家試験受験資格が認定された事実を学籍簿に記載する。

3 本規定にかかる介護実習費は下表のとおりとする

介護実習費(1日あたり1人)	2,000円
----------------	--------

⑦ 学年, 学期及び授業を行わない日

学則

(年度)

第6条 年度は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学期は, 2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は, 次のとおりとする。

(1)国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日

(2)日曜日

(3)土曜日

(4)学年始休業日 4月1日から同月7日まで

(5)夏季休業日 7月25日から8月20日まで

(6)冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで

(7)学年末休業日 3月25日から同月31日まで

2 前項第(4)から(7)での規定によりがたいときは, 学校長は, 期日を変更, 又は振り替えることができる。

⑧ 入学時期／⑨ 入学資格／⑩ 入学者の選考／⑪ 入学手続き

学則

(入学)

第10条 入学志願者の選抜については, 宮城県教育委員会が定める県立高等学校入学者選抜方針及び選抜要項により行う。

2 生徒の入学は校長が許可する。

3 編入学を許可する場合の学力の認定は, 校長が行う。

第 11 条 入学志願者は、所定の入学願書を出身中学校長を経て提出しなければならない。入学を許可された者は、7日以内に宮城県教育委員会が定める様式による保護者(保護者のないときは保証人)と連署した誓約書及び戸籍抄本又は住民票の写しを校長に提出しなければならない。

2 保護者又は保証人に変更があったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

3 保護者又は保証人が転籍、転居、氏名変更等をしたときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第 13 条 保護者は、次の各号に該当する者で、その順位は各号の順序とする。

(1)親権者 (2)後見人 (3)その他校長が適当と認める者

第 14 条 保証人は成人で独立の生計を営む者でなければならない。

⑫ 退学, 休学, 復学, 卒業

学則

(退学, 転学)

第 15 条 生徒は退学又は転学しようとするときはその事由を具し、保護者又は保証人と連署して校長に願い出なければならない。

(転入)

第 16 条 転入を志望する者があるときは、校長は教育上支障がなく、志望の理由が正当であり、学力、性行ともに適当と認められる者について、これを許可することができる。

(留学)

第 17 条 生徒は、留学しようとするときは、保護者又は保証人と連署して校長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出には、留学先及び留学期間を記載した書面その他校長が必要と認める書類を添えなければならない。

(休学)

第 18 条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き3月以上出席し難いときは、保護者又は保証人と連署して休学を願い出ることができる。

2 前項の規定による願い出には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えなければならない。

3 休学の期間は、1年以内とする。

(復校)

第 19 条 校長は、願い出て退学した生徒が、退学後1ケ年以内において復校を願い出たときは、教育上支障がなく正当な事由があると認めた場合、これを許可することができる。

(出席停止)

第 20 条 校長は伝染性疾患にかかり若しくはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

(卒業)

第 21 条 校長は、本校教育課程を修了したと認めた生徒には卒業証書を授与する。

⑬ 成績考査

宮城県迫桜高等学校学習評価に関する規程

1 定期考査

生徒一人一人の学習の状況についての的確に把握するとともに、これまでの指導方法について反省し、今後の指導改善に資するために、原則として年間4回の定期考査を実施する。

(1)考査の実施時期は次のとおりとする。

・前期中間考査－6月中旬 ・後期中間考査－11月下旬

・前期期末考査－9月下旬 ・後期期末考査－2月上旬(3年)下旬(1/2年)

(4)同一年度あるいは年度をこえて、同一科目を分割履修している場合については、便宜上それぞれ別科目として考査を実施することができる。

2 学習評価

定期考査による得点(考査点)と平常の学習活動による得点(学習点)により、総合的に学習評価を行う。

(5)学習評価を5段階評定に換算する場合には、原則として次の基準表によるものとする。

学習評価	100～80	79～70	69～50	49～40	39～0
5段階評価	5	4	3	2	1

介護福祉士養成課程に関する規定

(成績評価, 試験, 追試)

第4条 成績評価, 試験, 追試等については別に定めるところによる。

(介護福祉士養成課程における科目・介護実習(授業時間・介護福祉士国家試験受験資格の認定・実習費))

第5条 介護福祉士養成課程における科目については学則に定める他に次の規定の定めるところによる。

2 校長は、「介護実習」で授業時数(1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とする)の5分の4以上を出席し、評定が「2」以上、かつ、第3条で定めた他の科目が授業時数(1単位時間を45分とし、35単位時間の授業を1単位とする)の3分の2以上を出席し修得された場合、並びに卒業の認定と修業年限に関する規程における卒業を認定された生徒に介護福祉士国家試験受験資格を認定する。介護福祉士養成課程修得者においては、介護福祉士国家試験受験資格が認定された事実を学籍簿に記載する。

⑭ 入学検定料, 入学金, 授業料, 実習費等

県立学校条例

(授業料等)

第6条 県立学校においては、次の表に掲げる授業料, 受講料, 寄宿舍料, 入学者選抜手数料, 入学金及び証明手数料を徴収する。

区分			
高等学校	全日制	授業料	年額 118,800 円
		受講料	
		寄宿舍料	月額 300 円
		入学者選抜手数料	2,200 円
		入学金	5,650 円
		証明手数料	在籍証明書, 成績証明書, 卒業証明書, 単位修得証明書 又は教育委員会が定める 証明書一通につき 400 円

公立高等学校に係わる授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律

第3条 学校教育法第六条 本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

介護福祉士養成課程に関する規定

(介護実習(授業時間・介護福祉士国家試験受験資格の認定・実習費))

第5条 介護福祉士養成課程における科目「介護実習」については学則に定める他に次の規定の定めるところによる。

3 本規定にかかる介護実習費は下表のとおりとする。

介護実習費(1日あたり1人)	2,000 円
----------------	---------

⑮ 教職員の組織

別紙1参照 (省略)

⑯ 賞罰

学則

第6章 賞罰

第 24 条 校長は、他の模範となるような生徒に対しては褒賞することができる。

第 25 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。ただし、退学、停学、訓告の処分は校長が行う。

2 前項の退学は、次の各号の1に該当する生徒に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 26 条 校長は、校具を毀損し又は亡失した生徒に対して現品又は代価で弁償させることができる。

別紙1

校務分掌組織

